

前橋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 の改正について（議案第27号）

子育て施設課

1 改正の理由

放課後児童クラブのみなし支援員に係る経過措置（放課後児童支援員となるために修了しなければならない認定資格研修を修了していない者であっても令和3年3月31日までに当該研修を修了することを予定している者は、放課後児童支援員とみなすことができるもの）が終了することに伴い、放課後児童支援員の新たな確保が必要となる場合における放課後児童支援員の資格要件の特例を定める。

2 内容

新たに当該放課後児童健全育成事業者の職員となった者に限り、職員となった年度又は翌年度に実施される認定資格研修を修了することを予定している場合は、当該研修を修了するまでの間、放課後児童支援員とみなすこととする。

3 施行期日等

令和3年4月1日（同日において新たに当該放課後児童健全育成事業者の職員となった日から1年を経過しない者についても適用する。）

前橋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正概要

【放課後児童クラブにおいて児童の育成支援に当たる職員区分】

- ① 放課後児童支援員（認定資格研修を修了し、放課後児童支援員資格を取得した者）
- ② みなし支援員（①ではないが、認定資格研修を一定の期間以内に修了予定であることを前提に①とみなされる者）
- ③ 補助員（①や②を補助する者）

【今回の改正概要】

児童クラブ運営者側の支援単位新設や退職補充における放課後児童支援員の人材確保ニーズに配慮しつつ、児童クラブにおける育成支援の質を確保していくため、みなし支援員について、全児童クラブ一律での経過措置の期間延長をせず、児童クラブに新規採用された職員に限定してみなし支援員の対象とするよう改めるもの。

区 分	現 行		改 正 案	
	令和2年度まで		令和3年度以降	
認定資格研修の受講資格がある 例：保育士資格 例：教員免許取得者 等	従事年数にかかわらず	みなし支援員 対象 【みなし条件】 令和3年3月31日までに認定資格研修を修了予定	令和3年4月1日以後に児童クラブに新規採用された職員	みなし支援員 対象 【みなし条件】 新規採用以後1年～2年以内に認定資格研修を修了予定
			令和3年3月31日以前に児童クラブに新規採用された職員※	みなし支援員 対象外
認定資格研修の受講資格がない 例 保育士資格・教員免許などを有さず、児童クラブでの従事期間が5年未満である 等	—	みなし支援員 対象外	—	みなし支援員 対象外

※ 令和3年4月1日時点において児童クラブに新規採用されてから1年を経過していない職員については、令和3年度に認定資格研修を修了予定であることを条件に、同年度の認定資格研修を修了するまでの間、みなし支援員の対象とする。